

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から同年 7 月まで

私は、昭和 47 年 4 月に A 村役場に就職したが、同年 4 月から同年 7 月までの期間については非常勤職員であり、職場から国民年金や国民健康保険に加入するよう指導を受けたので、加入手続を行い保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付方法など、その記憶が具体的かつ鮮明である上、納付したとする金額についても申立期間当時の保険料額とおおむね一致する。

また、申立人は、国民年金の加入や保険料の納付の経緯について、当時の村役場の国民年金担当者から勧められたと申述しており、当該担当者は、申立人に国民年金への加入を勧めたこと、及び申立期間に係る保険料の納付書を申立人に交付していることを記憶しているなど、当該担当者の証言ともおおむね一致していることから、申立人の証言には信憑性^{ひよう}があり、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人は、同居していたその母親の保険料をさかのぼってまとめて納付したと申述しており、事実、その母親は第 2 回特例納付により保険料を納付していることが確認できるなど、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで

昭和 59 年 2 月から 61 年 3 月までの保険料が未納となっていることは承知しているが、当時結婚を考えており、その女性が、国民年金は大切なものだからと、昭和 61 年度の申請免除の手続を行い、その後は役場に保険料を納付していたと思う。

結婚後の途中から、元の妻も口座振替により二人分の保険料を納付していた。申立期間の一部しか無いが、口座振替による保険料の納付が確認できる信用金庫の総合口座通帳を持っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その元の妻が申立期間の保険料を納付していたと主張しているところ、その元の妻が所持する申立人名義の信用金庫の総合口座通帳により、昭和 63 年 7 月から平成元年 6 月までの期間については一人分、同年 7 月については二人分の保険料が口座振替されていることが確認できる。

また、上述の通帳は昭和 63 年 4 月に申立人名義で新規作成されていること、口座振替が同年 7 月から開始されていること、口座振替の手続を行ってから実際に口座振替が開始されるまでには時間がかかること、申立人が同年 4 月に A 市から B 町に住所異動していること、及び申立人の元の妻が、口座振替で保険料を納付する前は、自分が申立人の分も納付書により保険料を納付していたと申述しているところ、その元の妻は国民年金加入期間において保険料の未納期間が無いこと等を踏まえると、同年 4 月ごろに口座振替の手続を行い、同月から同年 6 月までの期間についてはその元の妻が納付書により保険料を納付し、同年 7 月から口座振替により保険料を納付していたものと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までについては、当該通帳から口座振替による保険料の納付を確認することができない上、ほかに保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も
うかがえない。

さらに、申立人の元の妻は、結婚前の期間も自分が申立人の保険料を納付していたと主張しているが、保険料の納付方法、納付場所及び納付金額等についての記憶が曖昧である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 6 月まで
昭和 35 年 10 月ごろに国民年金の加入手続を行い、36 年 4 月から保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がわからない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間について、オンライン記録と市の被保険者名簿の記録は相違しており、同被保険者名簿では、申立期間のうちの 38 年 4 月から同年 6 月までの保険料については納付済みとなっている。

また、国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されていることから、加入手続が同時に行われたことがうかがえる申立人の妻は、昭和 38 年 4 月から同年 6 月までの保険料が納付済みになっていることから、申立人の当該期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

2 一方、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までについては、その妻の保険料も未納であることから、申立人のみが保険料を納付していたと考えるのは不自然である。

また、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までについては、オンライン記録と市の被保険者名簿の記録は一致しており、それらの記録では保険料が未納となっている。

さらに、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、当該期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が

払い出された形跡もうかがえない。

- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②のうち、平成6年6月1日から7年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成7年10月1日から8年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額を7年10月及び同年11月は30万円、同年12月から8年9月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年5月1日から平成2年7月1日まで
② 平成6年6月1日から8年10月1日まで

A社に正社員として勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、勤務した期間のうち、申立期間①及び②について厚生年金保険の標準報酬月額が低額となっている。両申立期間について、実際の報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録において、当該申立期間に係るA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初平成6年6月から7年1月までは34万円と記録されていたが、同年2月10日に19万円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる上、同社における申立人のほか多数の従業員の記録においても、申立人と同様に同

日にさかのぼって引き下げられていることが確認できるところ、社会保険事務を担当していた者は、「申立期間当時、事業主から厚生年金保険料等の滞納を解消するために標準報酬月額を引き下げるよう指示を受け、実際の届出は自分が行った。」と証言している。

なお、申立人は申立期間②当時、B所の所長を務めていたが、同所長の業務について複数の従業員に確認したところ、すべての者から、「B所の所長は、社会保険事務には関わっていない。」との証言が得られたことから、申立人が当該届出に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成7年2月10日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正^{そきゅう}処理は事実に即したものと^{そきゅう}は考え難く、社会保険事務所が行った当該遡^{そきゅう}及訂正^{そきゅう}処理に合理的理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正^{そきゅう}処理の結果として記録されている申立人の6年6月1日から7年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である34万円に訂正することが必要と認められる。

一方、平成7年10月1日から8年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記遡^{そきゅう}及訂正^{そきゅう}処理を行った日以降の最初の定時決定（平成7年10月1日）において、19万円と記録されているところ、当該処理については遡^{そきゅう}及訂正^{そきゅう}処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかしながら、申立人が保管する平成7年10月及び同年11月の当該事業所における給与支払明細書によると、申立人は、厚生年金保険料として2万4,650円を事業主により給与から控除されていたことが確認でき、同年12月から8年9月までの期間については、申立人が保管する当該給与支払明細書によると、申立人は、2万9,700円を一貫して事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該期間の標準報酬月額について、平成7年10月及び同年11月は30万円、同年12月から8年9月までは36万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、文書照会に対する事業主からの回答は得られず、このほか、関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺

事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、申立人は標準報酬月額が相違していると申し立てているが、A社における複数の従業員から、「申立人は、このころにB所へ異動しており、これに伴って降格したのではないか。」との証言が得られたことから、申立人の標準報酬月額が低下している理由として、申立人自身の降格が推認できる。

また、当該事業所に係るオンライン記録では、申立期間①においては、さかのぼって記録訂正が行われた形跡は無く、不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間①におけるその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年12月1日に、資格喪失日に係る記録を48年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47年12月から48年6月までは5万6,000円、同年7月から同年11月までは7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年12月1日から48年12月1日まで

社会保険事務所（当時）に年金記録を照会したところ、A社に勤務していた当時の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚証言により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、直前まで勤務していた別の事業所から当該事業所に申立人と同日に転籍となった同僚3人については、同事業所において申立人と同じB業務に従事し、厚生年金保険の被保険者記録が存在する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同期入社と同僚の記録から、昭和47年12月から48年6月までは5万6,000円、同年7月から同年11月までは7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、厚生年金保険被

保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年7月19日に訂正し、また、申立人の申立期間②のB社における資格喪失日に係る記録を54年11月1日に訂正し、申立期間①に係る標準報酬月額を8万6,000円、申立期間②に係る標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年12月15日から53年7月19日まで
② 昭和54年10月27日から同年11月1日まで

A社及びB社に、1日も欠勤することなく勤務していたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間についての加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時の事業主の回答及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる者のうち、連絡の取れた複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A社の同僚の一人は「申立人は、申立期間においても退職することなく勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思う。」旨の証言をしている。

申立期間②について、当時の事業主の回答及び同僚の証言から、申立人は、申立期間において、B社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人以外の従業員は、いずれも申立期間において厚生年金保険の加入

記録が継続していることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本及びオンライン記録によると、A社及びB社は、事業主が同一であったことが確認できる上、同僚及び申立人は「A社とB社は、同じ部屋の中にあった。」としていることから、両社は、関連会社であったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、昭和52年12月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8万6,000円、申立期間②に係る標準報酬月額については、54年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年10月1日から18年9月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月1日から18年9月1日まで
A社における給与が、約35万円だったが、年金事務所の記録では、平成17年9月の算定から厚生年金保険被保険者資格を喪失するまでの期間の標準報酬月額が低くなっている。申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額については、当初18万円と記録されていたところ、平成18年4月3日付けで、17年10月にさかのぼって14万2,000円に引き下げられ、18年8月まで継続していることが確認できる。

また、当該事業所に勤務していた複数の同僚についても、平成18年4月3日付けで申立人と同様に標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、当該処理が行われた日において、既に当該事業所を退職している複数の同僚についても、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、さかのぼって標準報酬月額の訂正処理がなされている者が確認できる。

加えて、当該事業所に係る滞納処分票によると、申立期間当時、同事業所において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できることから、申立人について平成17年10月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成17年10月から18年8月までの標準報酬月額については、18万円に訂正することが必要

である。

一方、申立期間のうち、平成 17 年 9 月の標準報酬月額については、18 万円とされているが、賃金明細表によると、届出された標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていることから、当該事業所では、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 17 年 9 月の標準報酬月額については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月21日から44年5月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和43年1月21日になっているが、同社には次の事業所に移る直前まで勤務しており、当時妻も一緒に働いていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚及び当時の従業員の証言並びに業務内容に関する申立人の供述内容から、申立人は、昭和42年3月13日に同社に入社して以降、勤務形態及び業務内容等に変更が無く、44年5月1日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が名前を記憶していた同僚20人全員に厚生年金保険の加入記録があり、そのうち、i) 申立期間中である昭和43年12月31日に被保険者資格を喪失している1人は「自分が退職したときに申立人はまだ在職していた。」、ii) 昭和43年3月21日と、同年8月24日に被保険者資格を取得している2人は「自分が入社したとき、申立人は在職していた。」、iii) 他の複数の同僚も「申立人は、昭和44年になっても在職しており、2年間ぐらいは勤務していたと思う。」旨の証言をしている。

さらに、申立人が申述し、同僚が証言した当時の当該事業所の従業員数と、社会保険事務所(当時)の記録上の厚生年金保険被保険者数はおおむね一致しており、当時、同事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年

金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年1月21日の資格喪失時の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和43年1月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月から44年4月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月1日から同年4月1日まで

昭和44年4月1日にA社に入社し、現在に至るまで継続して勤務しているが、同社B工場から、同社本社へ異動となった期間において、厚生年金保険の加入記録に空白が生じている。給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在籍証明書及び異動履歴並びに雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に継続して勤務（昭和47年4月1日に同社B工場から同社本社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場から社会保険事務所（当時）に提出された被保険者資格喪失届に基づく標準報酬月額の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を昭和47年4月1日として届け出るところ、誤って同年2月1日として届け出たとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分及び同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を

含む。) 、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 10 月 1 日から 16 年 11 月 21 日まで
ねんきん特別便により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額よりも低額となっていることが判明した。申立期間の給与振込額が記録された銀行預金通帳を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成15年9月1日の定時決定により当初24万円とされていたものが、同年11月28日付けで、同年10月から16年6月までは13万4,000円、また同年10月14日付けで、同年7月から同年10月までは9万8,000円にそれぞれ減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社における申立期間当時の複数の同僚も申立人同様、標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できるところ、前述の複数の同僚は「標準報酬月額の減額訂正は、事業所側が行った。」と証言している上、当時の社会保険事務担当者は「標準報酬月額の減額訂正処理は、自分が行ったと思う。」と証言している。

さらに、A社は、申立期間を通して24万円に基づく厚生年金保険料を申立人の給与から控除していた旨を回答している上、申立人に係る所得・課税証明書からも、申立人は、申立期間において、24万円に基づく厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額（24 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答により、事業主は、当該減額訂正処理後の標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ていたため、その結果、社会保険事務所は、事業主が当初届け出た 24 万円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月22日から53年7月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を52年10月22日に、資格喪失日に係る記録を53年7月21日とし、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月21日から53年9月1日まで
A社に昭和52年10月21日から53年8月31日まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。前職の会社を退職後、翌日にその得意先である同社に入社した。健康保険証は、B健康保険組合のものだった。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間のうち昭和52年10月22日から53年7月20日までA社に勤務していたことが推認できる。

また、当該事業所の当時の事業主及び役員並びに経理担当者は「申立人と同じ勤務形態の者は、全員厚生年金保険に加入させており、申立人についても加入させていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月22日から53年7月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚の記録及び周辺事情から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に閉鎖されており、当時の状況については不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合に

は、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 52 年 10 月から 53 年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 52 年 10 月 21 日及び 53 年 7 月 21 日から同年 9 月 1 日までの期間については、申立人が当該事業所に勤務していた事実が確認できず、このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 3 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 3 年 8 月まで

私は、市役所の職員に勧められて、申立期間の国民年金保険料を数回に分けて納付した。また、長女の保険料の預かり証が一部残っていることから、私が自分と長女の保険料を一緒に町内会の集金で納付したときもあったと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納となっていた申立期間の保険料をまとめて数回に分けて納付したと申述しているところ、オンライン記録により、申立期間後の平成 3 年 9 月から 6 年 3 月までの未納となっていた保険料を、5 年 9 月から 6 年 6 月までの間に 4 回に分けて納付したことが確認できることから、申立人の数回に分けて納付したとする申述は、申立期間の保険料に関するものではなく、申立期間後の保険料の納付に関するものと推認される。

また、申立人は、申立人とその長女の保険料を一緒に町内会の集金で納付したこともあったと思うと申述しているところ、オンライン記録では、申立人の申立期間後の平成 3 年 9 月から 5 年 3 月までの保険料については、同年 9 月以降にさかのぼって納付されているが、長女の 3 年 4 月から 5 年 3 月までの保険料については定期的に納付されており、申立人とその長女の納付方法は相違している。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、保険料の納付時期、納付金額等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間中、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い

出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月から平成3年3月まで

私は、平成3年に大学を卒業し国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料については、20歳にさかのぼって母が納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は平成4年4月に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間当時、大学生であったことから、国民年金の任意加入者であり、さかのぼっての加入や保険料納付ができない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は、国民年金の加入時期や保険料の納付場所等に関する記憶は曖昧であり、具体的な国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から同年10月までの期間及び54年1月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年2月から同年10月まで
② 昭和54年1月から61年3月まで

私は、結婚後、夫の両親に言われて、市役所で国民年金の加入手続をして、保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は昭和61年7月に払い出されており、この時点では、申立期間の大半については時効により保険料を納付することはできない上、申立人は、申立期間の大部分が被用者年金制度加入者の配偶者であり、国民年金の任意加入期間となることから、さかのぼって保険料を納付することはできない。

また、申立期間中に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、昭和61年4月に国民年金第3号被保険者の資格を取得しているが、このときの「国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第3号被保険者該当）届書」の取得区分は新規取得となっている。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月及び51年11月から52年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年7月
② 昭和51年11月から52年10月まで

昭和55年度の家計簿があり、27万6,000円の国民年金保険料を特例納付したことが記載されており、同じ金額が記載された領収書もあるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、27万6,000円の保険料を特例納付した旨の記載がある昭和55年度の家計簿及び昭和47年7月から53年3月までの期間を納付期間とし、納付金額が27万6,000円である「領収控」を所持していることから、申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、47年7月から49年5月までの期間及び50年8月から51年10月までの期間の保険料15万2,000円を特例納付していることが確認できる。しかしながら、その家計簿について、平成21年7月に申立人が年金記録確認第三者委員会へ申立てをする際に社会保険事務所（当時）に提出したその写しと22年8月に年金記録確認第三者委員会事務室に提出したその家計簿とを照合したところ、同年8月に提出された家計簿には、21年7月に社会保険事務所に提出されたその写しには記載の無かった事項が加筆されており、修正された形跡も複数箇所うかがえることから、家計簿の記載内容は当時のままであるとする申立人の主張は不自然と言わざるを得ず、当時の家計簿の作成状況が不明であることを踏まえると、当該家計簿が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料として認めることはできない。

また、申立人が特例納付保険料の領収書であると主張している「領収控」には領収印が押されていない上、「領収控」は保険料を納付した場合

に、保険料を取り扱った金融機関において保管するものであることから、その「領収控」をもって申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立期間①について、オンライン記録により、平成5年10月に、資格取得年月日が昭和50年8月2日から同年7月26日に訂正されていることが確認できる上、国民年金被保険者台帳の資格再取得年月日も同年8月2日となっていることから、申立人が特例納付したと主張する昭和55年度の時点では、申立期間①については、国民年金に未加入であり、保険料を納付することができない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示すほかの関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月、同年6月から同年10月までの期間及び平成3年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月
② 昭和61年6月から同年10月まで
③ 平成3年4月

私が、仕事を辞めるたびに、姉が、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付書により郵便局で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その姉が厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料を郵便局で納付したと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成元年11月であり、その時点では、申立期間①及び②については時効により保険料を納付することができない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

また、申立人は、申立期間①及び②当時は、病気療養中であったことから、厚生年金保険から国民年金への切替手続きや納付等はその姉が行ったと説明しているが、その姉は、^{あいまい} 手続を行った場所や保険料の納付場所、納付方法等の記憶が曖昧である上、年金手帳を受け取った記憶も無い。

さらに、申立人は、申立期間③について、申立期間当時の厚生年金保険から国民年金への切替手続き及び保険料の納付場所、納付金額、納付方法等に関する記憶が^{あいまい} 曖昧である。

加えて、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年4月までの期間及び51年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から50年4月まで
② 昭和51年4月から55年3月まで

私は、申立期間①当時、A大学の学生でB市に下宿していたことから、両親が、C町から通知を受け、国民年金の加入手続をして申立期間の保険料を納付していた、と聞いている。

また、申立期間②については、B市から納付書が送られてきたので、私が保険料を納付した。特に、昭和51年度分の保険料については領収書があるのに、保険料が還付済みとされ、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その両親が国民年金の加入手続をして保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号がC町で払い出されたのは昭和49年ごろと推認されるものの、B市の被保険者名簿には申立期間①の保険料が未納である旨が記載されている上、同記号番号が払い出された時点では、申立期間①の一部については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとするその両親は、既に他界しているため、当時の状況等が不明である。

申立期間②について、申立人は、領収書のある昭和51年度の国民年金保険料に係る還付金を受け取っていないと主張しているが、申立人に係るB市の被保険者名簿には、「取得前厚年加入」と記載され、誤適用とされ

ていることから、申立期間②の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはない。

また、還付整理簿には、還付金額、還付事由、還付決定日及び支払年月日が明確に記載されている上、それらの記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対し国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②について、昭和 52 年度以降に関しても申立人は、保険料の納付金額、納付場所等、納付状況に関する記憶が曖昧である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月まで
私が 20 歳になったとき、私の将来を考えた父が国民年金の加入手続を行い、母が保険料を納付していたと、母から聞いている。申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、その母親が申立期間の保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、その母親は、申立期間当時、申立人の年金手帳を受け取った記憶が無い上、申立人が居住していた市及び管轄の社会保険事務所(当時)では、申立人の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間について、申立人は、学生であったことから国民年金には任意加入期間となるどころ、申立期間当時、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその弟も、学生で任意加入期間となる昭和 62 年 10 月から平成 3 年 3 月までの期間は、国民年金に未加入となっている。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 891 (事案 30、406 の再々申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 31 日から同年 8 月 26 日まで
前回、前々回の審議で非あっせんになったが、新規に失業保険被保険者証が見付かったため再申立てしたい。厚生年金保険被保険者資格を喪失している期間に失業保険被保険者証の交付日があることが変だと思う。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の事業主が保管していた申立人に係る昭和 42 年 1 月 31 日資格喪失時の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」、「失業保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「失業保険被保険者離職証明書」並びに同年 8 月 26 日資格取得時の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」により、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない上、社会保険事務所（当時）が保有している健康保険厚生年金保険被保険者原票には同年 1 月 31 日資格喪失時に申立人の健康保険証が返納された記録が確認できることから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 5 月 28 日及び 21 年 9 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに際し、「新規に失業保険被保険者証が見付かった。」旨を主張しているが、前回の再申立て時においても既にこの資料は提出されており、当委員会では、当該資料を含め、申立人の勤務実態の確認等、周辺事情の調査結果を踏まえ、重ねて審議した上で、総合的に判断し決定したものである。

また、今回の申立てにおいて、申立人は「離職日から 1 か月以上経過した時点で『失業保険被保険者証』が再交付されたのは不自然だ。」と申述

しているが、B公共職業安定所では「退職日から数か月遅れて失業保険被保険者証再交付の申請をしたということは、事業所から雇用保険被保険者資格喪失届の提出が遅れたためと考えられ、このようなことは日常的にあり、特に不自然なことではない。」と回答しており、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

A社に昭和 46 年 8 月末日まで勤務したが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 8 月 31 日となっている。国民年金手帳の国民年金印紙検認記録によると、同年 8 月の検認欄に「この月は納付不要」と押印されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 46 年 8 月末日まで勤務していたと申述しているものの、雇用保険の加入記録は確認できず、同社に関連資料が保管されていない上、当時の事業主及び同僚からも具体的な証言を得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況並びに保険料控除等について関連資料及び供述を得ることができない。

また、当該事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、資格喪失日は昭和 46 年 8 月 31 日と記載されている。

なお、申立人に対し昭和 46 年 11 月 12 日に交付された国民年金手帳の昭和 46 年度国民年金印紙検認記録によると、同年 8 月の検認欄に「この月は納付不要」と押印されているが、管轄市役所において、申立期間に係る離職の証明等の資料は保管されていないことから、申立人の申立期間当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に昭和 44 年 9 月 1 日から 48 年 2 月まで勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無い。継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、申立人の申述内容及び同僚の証言により確認できる。

しかしながら、申立人と同じ定時制高校生で、申立期間に当該事業所に入社したと証言している同僚の記録を調査したところ、同事業所の厚生年金保険の記録が確認できないことから、同事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A社の事業主は、申立期間当時の資料は残っていないと回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年から 4 年 2 月 21 日まで

A社に平成 2 年から 4 年まで勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無い。継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人の申述内容及び同僚の証言により確認できる。

しかしながら、申立期間において申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、当該事業所の事業主は、申立期間当時の資料は残っていないと回答し、同事業所の顧問社会保険労務士事務所では、申立期間当時の社会保険の届出の控えは保有しているものの、申立人の社会保険の届出の控えは見当たらないと証言していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、当該事業所の担当者は、「申立期間当時は入社して 2、3 か月の試用期間の後に、本人の希望により厚生年金保険の加入手続を行った。」と証言している上、同時期に入社した従業員も社会保険加入の希望の有無を聞かれたことを証言していることから、申立期間当時、同事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月から 45 年 7 月まで
② 昭和 45 年 10 月から 47 年 1 月まで
③ 昭和 47 年 3 月及び同年 4 月

A 社に勤務していた申立期間①について、標準報酬月額が支給された給料額約 10 万円よりも低額となっているので訂正してほしい。

B 社に勤務していた申立期間②について、標準報酬月額が支給された給料額約 10 万円よりも低額となっているので訂正してほしい。

C 社に勤務していた申立期間③について、標準報酬月額が支給された給料額約 10 万円よりも低額となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 社に勤務していた期間の標準報酬月額が当時支給された給料額約 10 万円よりも低額となっている旨を主張しているが、同社は申立期間①に係る給与額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間①の報酬月額について確認できない旨を回答している。

また、当該事業所に係るオンライン記録によると、申立人と同年代で、かつ同じ職種であったと思われる複数の同僚の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、遡及して訂正された痕跡は認められない。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していた期間の標準報酬月額が当時支給された給料額約 10 万円よりも低額となっている旨を主張しているが、同社は既に適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び報酬月額の状況等について関連資料及び証言等を得ることができない。

また、当該事業所に係るオンライン記録によると、申立人と同年代で、かつ同じ職種であったと思われる複数の同僚の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、遡及して訂正された^{こんせき}痕跡は認められない。

申立期間③について、申立人は、C社に勤務していた期間の標準報酬月額が当時支給された給料額約 10 万円よりも低額となっている旨を主張しているが、同社は既に適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、申立人の申立期間③に係る勤務実態及び報酬月額の状況等について関連資料及び証言等を得ることができない。

また、当該事業所に係るオンライン記録によると、申立人と同年代で、かつ同じ職種であったと思われる複数の同僚の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、遡及して訂正された^{こんせき}痕跡は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 14 日から 41 年 7 月 1 日まで

A郵便局に、昭和 40 年 3 月 1 日から 41 年 6 月 30 日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が 40 年 8 月 14 日となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA郵便局に勤務していたことは、申立人の申述内容及び同僚の証言により推認できる。

しかしながら、当該郵便局は、申立期間当時の資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、当該郵便局における申立人と同時期に採用された複数の同僚の証言並びにそれらの者の厚生年金保険及びB共済組合の加入記録によると、臨時補充員であった期間において、郵便研修を受けた者は、その直後の昭和 40 年 8 月 14 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、事務員となった同年 8 月の時点で同共済組合の組合員とされていることが確認できるところ、前述の同僚の「申立人は、私と一緒に入局し、研修も一緒に受けた。その後の仕事内容も同様であったので、申立期間は私と同様に共済年金があってもいいはずである。」との証言及び申立人も同年 8 月 14 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることを踏まえると、同年 8 月の時点で申立人も同共済組合の組合員になったことがうかがわれるものの、B共済組合は、「申立人の共済年金記録は確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から 48 年 1 月ごろまで
A 県 B 所（現在は、A 県 C センター）に、昭和 44 年 3 月から 48 年 1 月ごろまでの期間、継続して勤務していたが、44 年 10 月 1 日から 48 年 1 月ごろまでの期間における厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間において A 県 B 所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、D 共済組合 E 支部は「申立人は、昭和 44 年 10 月 1 日から 48 年 3 月 31 日までの期間について共済組合の加入期間があり、当該期間については退職一時金として同年 6 月 26 日に受給している。」と回答している。

また、申立人の A 県 B 所に係る雇用保険の離職日は、昭和 44 年 9 月 30 日と記録されている上、同所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年 10 月 1 日と記録され、健康保険証が同年同月 18 日に返納されていることが確認できる。

さらに、当該事業所は、申立期間当時の関係資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月ごろから 47 年 11 月ごろまで
昭和 37 年 6 月ごろから 47 年 11 月ごろまでの期間、A社の関連会社である飲食店に勤務したが、この期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社の関連会社である飲食店に継続して勤務していたと申述しているところ、A社に勤務していた同僚は、当該飲食店を記憶していることから、同飲食店がA社と関連があったものと推認できる。

しかしながら、前述の飲食店について、オンライン記録では事業所名が確認できない上、申立人は同僚等の名前を記憶していないことから、同飲食店における勤務実態について確認することができない。

また、A社（昭和 41 年 4 月 19 日までは、B社）は、既に解散しており、解散時の事業主は、「当時のことを確認する資料を保管していない。」と回答している上、同社に勤務していた複数の同僚に照会したものの、申立人について、いずれも「知らない。」と証言していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間当時、A社の健康保険の整理番号に欠番も無い。

一方、申立人が名前を挙げている上司は、A社の関連会社であるC社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

しかしながら、C社は、既に解散しており、元事業主に文書照会したものの、当時の資料や情報等について不明と回答している上、同社に勤務し

ていた複数の同僚に照会したものの、申立人について、いずれも「知らない。」と証言していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和41年5月1日であり、申立期間のうち、申立人が申述している入社日の37年6月ごろから同社が適用事業所となる前日である41年4月30日までの期間において、申立人が厚生年金保険の被保険者となった事情はうかがえない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の一部である昭和41年4月から47年11月までの期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月から 42 年 10 月まで
② 昭和 42 年 10 月から 46 年 9 月まで

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社（現在は、C社）に、それぞれ勤務していたが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。勤務していたことは事実なので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社に勤務していたことは、事業主の回答により認められるものの、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、前述のA社の事業主は「申立期間①当時は少人数であったため、厚生年金保険には加入しなかった。」旨を回答している上、同社が厚生年金保険の適用事業所として確認できるのは、申立期間①後の昭和 46 年 1 月 1 日であり、申立期間①において、事業主及び申立人を含めた従業員の厚生年金保険の加入記録は一人も確認できない。

申立期間②について、申立人がB社に勤務していたことは、現在の事業主の回答によりうかがえるものの、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、前述のB社の現在の事業主は、申立期間②に係る資料は残されていないと回答していることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の適用状況について確認することができない上、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 45 年 11 月 1 日であり、同事業主は「適用事業所となる前は、保険料控除をしていない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 900 (事案 174 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月まで

A社における申立てについて、前回非あっせんになったが、今回、新たに申立人の実弟の証明書を提出するので再審議してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の加入記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

本申立てについては、申立人が10年程前には所有していたとする「徴用証明書」の所在が今では不明であり、実妹も高齢のため在籍に関する証言を得ることが困難であること、申立人が在籍したとするA社B工場は既に閉鎖されているため人事記録等の関連資料も無く、その勤務実態について確認することができないこと等から、申立期間において厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとする当委員会の決定が既に行われており、申立人に対して、平成21年1月7日付けで年金記録の訂正は必要ないとする旨の通知が行われている。

これに対して申立人は、上述の当委員会の審議結果に納得できないとして、今回、申立期間当時、申立人と同居していたその実弟が記載した、申立人が昭和17年12月ごろから2年以上にわたり、A社B工場に勤務していたとする証明書を新たに提出している。

しかしながら、今回、新たに当該事業所に係る約6,000人分の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立人の氏名が見当たらない上、申立人が被保険者資格を取得したとする、昭和19年10月1日に被保険者資格を取得した複数の従業員に問い合わせをしたが、申立人につい

て記憶している者はいないことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 16 日から 48 年 10 月 1 日まで
昭和 46 年 4 月 26 日から 50 年 3 月 20 日まで A 社に勤務したが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、46 年 6 月 16 日から 48 年 10 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。勤務していたことは事実なので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録、事業主の回答及び申立人が保管している昭和 47 年 9 月の同社の社員旅行の写真から認められる。

しかしながら、A 社は既に適用事業所ではなくなっていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況について確認することができない上、同社の事業主は「厚生年金保険に加入することについては、会社としては推進していたが、従業員本人の任意であり、従業員の中には、厚生年金保険に加入しない者もいた。」旨を回答している。

また、国民年金被保険者名簿の記録から、申立人は、昭和 45 年 8 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料を定額納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 16 年 8 月
④ 平成 16 年 12 月
⑤ 平成 17 年 8 月
⑥ 平成 17 年 12 月
⑦ 平成 18 年 8 月
⑧ 平成 18 年 12 月

A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが、ねんきん定期便により判明した。申立期間について、賞与の支給を受け、厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、賞与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てているが、A社の役員であった事業主の妻は「A社は既に解散しており、当時の資料は残されていないものの、業績悪化のため、平成14年12月以降、すべての従業員に対して、賞与を支給していなかった。」と回答している上、申立期間当時の複数の同僚も、平成15年以降の賞与は支給されなかったと証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 4 月 21 日まで、A社B工場に勤務していたが、国の記録では 46 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したとなっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場における厚生年金保険の被保険者資格取得日である昭和 46 年 11 月 1 日より前の、同年 4 月 1 日から同社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てているが、同社本社が保管する人事関係記録は申立期間より後の、49 年以降に在籍していた従業員について作成された社員名簿のみである上、申立期間当時の具体的な事情を記憶する元同僚を確認することもできないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、当該事業所は、関係者の証言などから、昭和 46 年 3 月に操業を開始したことが確認できるところ、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる同年 9 月 1 日までの期間については、同事業所の従業員はA社本社又は同社C工場において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、申立人についてはいずれの事業所においても厚生年金保険の被保険者資格を取得した事実は見当たらない。

さらに、申立人が当該事業所に就職したことのきっかけとなったとする申立人より先に同事業所に就職した二人の元同僚については、オンライン記録により昭和 46 年 9 月 10 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人の記号番号は昭和 46 年 11 月 24 日に払い出されたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 904 (事案 579 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 2 日から 49 年 6 月 1 日まで

父の経営するA社に従業員として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間について、結婚し、子供も生まれたころであり、保険に入っていないことなど考えられないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。今回給与支払明細書等が見付かったので再審議をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 当時の事業主である申立人の父親は既に死亡しており、現事業主はその当時のことは分からないと申述している上、申立期間当時の関連資料も保管されておらず、申立人の申立期間当時の勤務の実態について確認することができないこと、ii) 同僚及び申立人の「申立期間の当初、会社のある実家を一時期出ていた。」等の証言から、一時期実家を出た時点で、厚生年金保険被保険者の資格喪失処理がなされ、その後婚姻して申立事業所の仕事を本格的に再開した時点で同資格の再取得処理がなされた事情がうかがえること、iii) 健康保険厚生年金保険被保険者原票には、オンライン記録どおりの記録が記載されていること、及びiv) 事業主及び複数の同僚に照会しても、申立期間に係る厚生年金保険料控除についての具体的な申述を得ることができないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 3 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに際し、保険料控除を示す新たな資料として、昭和 49 年 2 月、同年 4 月、同年 6 月及び同年 7 月分の「本給の日毎明細兼出勤簿」並びに同年 6 月及び同年 7 月分の「給与支払明細書」を提出したが、本給の日毎明細兼出勤簿では保険料控除を示す記載は見当たらない

上、給与支払明細書に記載された厚生年金保険料の控除額は既に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同年6月及び同年7月の同記録の裏付け資料にしか過ぎないとの判断から、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで
自分が持っている厚生年金保険被保険者証では、「初めて資格を取得した年月日」が、昭和 36 年 3 月 1 日になっているにもかかわらず、国の記録では、37 年 3 月 1 日となっており、1 年間の空白がある。厚生年金保険被保険者証の記載どおり、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、申立期間当時の同僚の証言からは、申立人が当該事業所に在籍していたことは認められるものの、申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない上、同事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 36 年 12 月 1 日であるところ、同事業所を厚生年金保険の適用事業所にするための事務処理に携わった元従業員は、「厚生年金保険の適用事業所になったときには、その当時、会社に在籍していた従業員全員を厚生年金保険に加入させた。申立人については、会社が適用事業所になった時には在籍しておらず、その後、入社してきた記憶がある。」と証言している。

また、当該事業所の事業所別被保険者名簿の健康保険番号に欠番が無い上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人の記号番号は昭和 37 年 3 月 13 日に払い出されていることから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得の届出は、事業主により被保険者名簿の記載どおりになされたものと考えられる。

なお、申立人は、申立人が保有する厚生年金保険被保険者証に、初めて

資格を取得した年月日（以下「資格取得日」という。）として、昭和 36 年 3 月 1 日と記載されていると主張しているが、同被保険者証には、資格取得日のほか、「昭和 43 年 3 月 22 日、滅失再交付」の記載があり、このことについて年金事務所は「厚生年金保険被保険者証に記載されている資格取得日が、昭和 36 年 3 月 1 日となっていることは、被保険者証再交付の際に、厚生年金保険被保険者名簿の申立人の上段に記載されている別の被保険者の資格取得年である 36 年を、申立人の資格取得年と誤認して転記したものと思われる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月ごろから同年 10 月まで
A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に係る社員手帳を保有していることから、勤務期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所本社は、申立期間当時の人事記録や給与台帳等の資料が保管されていないことから、申立人の厚生年金保険の適用が不明である旨を回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について関連資料及び証言等を得ることができない。

また、申立期間において申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、当該事業所本社の人事担当者は「申立期間当時においては、C 職の場合、入社 1 か月目から 4 か月目までは試用期間があり、この間は委任契約である。入社 5 か月目の 1 日から正社員に任用となり、同時に雇用契約に移行する。厚生年金保険の加入については、5 か月目の 1 日付けで資格取得の手続を行っていた。委任契約期間中に厚生年金保険料を控除することは有り得ない。」と回答していることから、同事業所においては、申立期間当時、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人に係る記録を欠落させたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。